

○香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱

平成26年2月18日

告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある老朽住宅の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、除却工事に要する経費の一部を補助することにより、地域の住環境の改善を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「老朽住宅」とは、次の各号のいずれかの基準による評点が100点以上になる住宅をいう。

- (1) 別表第1に掲げる「木造の住宅等の老朽度の測定基準」
- (2) 別表第2に掲げる「鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準」
- (3) 別表第3に掲げる「コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準」

2 この告示において「老朽住宅除却」とは、老朽住宅の除却を行う者に対し、老朽住宅工事等（以下「除去工事等」という。）に要する経費について市が補助する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 香美市内の老朽住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。
- (2) 高知県税及び香美市税を滞納していない者であること。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建物は、香美市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、香美市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅及び住宅等が立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅であり、延べ床面積30平方メートル以上のものとする。

2 その他市長が特に必要と認めた建築物についてはこの限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、1,645,000円を限度とし、除去工事費に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、香美市老朽住宅

除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の受領を老朽住宅除却を行う建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）（以下「登録事業者」という。）に委任することができる。この場合において、申請者は、前項の補助金交付申請書に事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、香美市老朽住宅除却事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。交付が認められない場合については、香美市老朽住宅除却事業補助金不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（申請内容の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定後に内容を変更しようとするときは、香美市老朽住宅除却事業補助金交付変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ、補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容について審査し、適当と認めるときは、香美市老朽住宅除却事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、除却工事等が完了したときは、速やかに香美市老朽住宅除却事業完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が補助金の受領を登録事業者に委任する場合は、前項の実績報告書に補助事業完了明細書（様式第8号）を添付しなければならない。この場合において、様式第7号中、「工事代金領収書（内訳明細のあるもの）」を「補助事業完了明細書」と読み替えるものとする。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、香美市老朽住宅除却事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者

に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、香美市老朽住宅除却事業補助金交付請求書(様式第10号)により、請求するものとする。

2 補助事業者が、前項の補助金の交付を請求するに当たり、その受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状(様式第11号)を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業の目的以外にしようとしたとき

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき

(4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき

(5) 補助事業者から除去工事等の取り止めの申出があったとき

(6) 補助事業者(又は間接補助事業者)が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるとき

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、香美市老朽住宅除却事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

(報告及び検査)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助事業者に対し除去工事等の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助交付後において補助金の運用状況について検査することができる。

(跡地の整備)

第15条 市長は、老朽住宅除去後の跡地について、その所有者に対して健全な住環境の形成に資する利用がなされるように指導するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年2月12日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日告示第87号)

この告示は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月9日告示第93号)

この告示は、平成30年5月9日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第67号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容		評点	最高評点
1 構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2 構造の腐朽又は破壊の程度	基礎土台柱はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、	15		

		(注)	下地の露出しているもの (注)			
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 下地の露出しているもの又は壁体を貫通する 穴を生じているもの (注)	2 5		
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨 漏りのあるもの	1 5		
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏 板、垂木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がっ たもの	2 5		
			屋根が著しく変形したもの	5 0		
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0		3 0
			延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるも の	2 0		
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0		
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	1 0		1 0
				合計		点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第2 (第2条関係)

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の 程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造 でないもの	3 0	5 5
	外壁 (注)	外壁の構造が粗悪なもの (注)	2 5	
2 構造の劣化 又は破壊の 程度	基礎、柱、 はり又は耐 力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水 があるもの等小修理を要するもの	1 5	1 0 0
		変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つも の、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修 理を要するもの	2 0	
		変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさ	4 0	

			びがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの		
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	8 0	
	外壁 (注)		外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離のおそれのあるもの	1 5	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生じるおそれのあるもの	2 5	
	屋根		構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	1 0	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5	
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁、開口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	1 5	3 0
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3 0	
				合計	点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第3 (第2条関係)

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	1 0	5 5
		耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	1 5	
		基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造	3 0	

			でないもの			
		外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	2.5		
2	構造の劣化 又は破壊の 程度	基礎、柱、 はり又は耐 力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水 があるもの等小修理を要するもの	1.5		100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つも の、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修 理を要するもの	2.0		
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさ びがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるも の等大修理を要するもの	4.0		
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるも の	8.0		
		外壁 （注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離のおそれの あるもの	1.5		
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生じるおそれ のあるもの	2.5		
		屋根（ただ し、小屋組 が木造の場 合にあって は、別表第 1 測定基準 及び評点を 適用するも のとする。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は 防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もり のあるもの	1.0		
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つ もの又はコンクリートの剥離があるもの	1.5		
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露 出しさびがあるもの	2.5		
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	外壁、開口 部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備 が不備であるため防火上支障があるもの	1.5		
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備 が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3.0		
				合計		点

（備考） 一の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目につい
ての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第4 (第3条、第12条関係)

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

香美市老朽住宅除却事業補助金交付申請書

香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、土地・家屋の関係者の同意は得ており、後日に紛議が生じても香美市に迷惑はかけません。

記

1 交付申請額 金 _____ 円
2 事業着工予定 _____ 年 月 日
3 事業完了予定 _____ 年 月 日
4 除却する家屋の所在地 香美市 _____
5 跡地の利用 _____
6 添付書類

(1) 申請時に所有者として記録されている者

※登記事項証明書・固定資産税納税通知書・名寄帳兼課税台帳など

(2) 身分証明書の写し

(3) 除却工事費見積書

※内訳明細の分かるもの

(4) 付近見取図

(5) 除却前の写真

(6) 高知県税及び香美市税を滞納していない証明書

(7) 土地・家屋の所有者が複数人いる場合は全員の同意書と戸籍謄本

※貸借人又は使用借人がいる場合は交付決定日前までに退去が完了していること

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
フリガナ 氏 名 _____ ㊟
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書

補助事業を実施するに当たり、補助金の受領を下記の登録事業者に委任します。

記

登録事業者

所在地	
会社名	
代表者名	㊟
私は、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第6条第2項に基づく補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市老朽住宅除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった香美市老朽住宅除却事業補助金の交付については、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
- (2) 香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、香美市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市老朽住宅除却事業補助金不交付通知書

年 月 日 付けで申請のあった香美市老朽住宅除却事業補助金の交付
について、下記の理由により補助金の交付に該当しないため通知します。

記

補助金の交付に該当しない理由

- 1.住宅の老朽度の測定基準による評点が100点未満のため（第2条関係）
- 2.その他

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

香美市老朽住宅除却事業補助金交付変更申請書

年 月 日 付で 第 号で、交付決定を受けた香美市老朽住宅除却事業補助金について、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届出します。

記

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1.変更後申請金額 | 金 | 円 |
| 2.前回交付決定額 | 金 | 円 |
| 3.変更増減 | 増 | 減 |
| 4.変更金額 | 金 | 円 |
| 5.変更理由 | | |

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市老朽住宅除却事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日 付けで変更の申請のありました香美市老朽住宅除却事業補助金については、下記のとおり承認したので、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

- 1 変更後補助交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
 - (2) 香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (3) この交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (4) この補助金については、香美市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

香美市老朽住宅除却事業完了実績報告書

年 月 日 付けで 第 号で、交付決定を受けた香美市老朽住宅除却事業補助金について、補助事業が完了したので、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1.実績金額 金 円

2.事業完了年月日 年 月 日

3.添付書類

- ア 工事請負契約書等の写し
- イ 工事完了写真
- ウ 工事代金領収書（内訳明細のあるもの）
- エ マニフェスト（廃棄物管理票 E 票の写し）

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

補助事業完了明細書

補助金額が確定した後、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の登録事業者へ支払います。

記

登録事業者

所在地	
会社名	
代表者名	

明細書

実績額		円
補助金額		円
登録事業者への支払額		円

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市老朽住宅除却事業補助金確定通知書

年 月 日 付けで実績報告のありました香美市老朽住宅除却事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____ ㊞
電話番号 _____
所有者との続柄 _____

香美市老朽住宅除却事業補助金交付請求書

年 月 日 付けで 第 号で、確定通知を受けた香美市
老朽住宅除却事業補助金について、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第 11 条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

1.請求額 金 円

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀行	支店	
	農協	支所	
口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.	

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

香美市長 様

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ 氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

所有者との続柄 _____

確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた香美市老朽住宅除却
事業補助金(金 円)に係る受領について、下記の者に委任します。

記

委任者 住所 _____

氏名 _____

上記金額については、下記の口座に振り込んでください。

年 月 日

登録事業者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

1	ふりがな		
	口座名義		
2	金融機関	銀行	支店
		農協	支所
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.

様式第 12 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市老朽住宅除却事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付け 第 号で交付決定をした香美市老朽住宅除却事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

取消しの理由

年 月 日

香美市長 様

同 意 書

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

上記の者が香美市老朽住宅除却事業補助金交付の申請手続を行うことに同意し、下記の事項についても承諾いたします。

なお、このことで後日に紛議が生じても、香美市に迷惑はおかけしません。

記

除去する住宅の所在地 香美市 _____

除去する住宅の不動産登記に関する調査をすること

除去する住宅の固定資産に関する調査をすること

除去する住宅に係る市税等に関する調査をすること

除去する住宅に係る住民基本台帳及び戸籍台帳等に関する調査をすること

除去する住宅に立入り調査をすること

住宅除却により住宅用地特例が適用外となり、固定資産税が増額となること

身分証明書（運転免許証・保険証等）の写しを提出すること

以上

家屋・土地の所有者（又は相続人） 郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

申請者との続柄 _____

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第11条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第12条関係)